

公益財団法人せたがや文化財団総合職員給与規程

平成15年4月1日

せ文財規程第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人せたがや文化財団総合職員就業規程（平成15年4月1日せ文財規程第1号。以下「総合職員就業規程」という。）第48条の規定に基づき、同規程が適用される総合職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年世田谷区条例第62号）に基づき世田谷区から派遣される職員の給与については、世田谷区職員の派遣に関する協定に定めるところにより支給する。

(給与の種類)

第2条 総合職員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当とする。

- (1) 扶養手当
- (2) 管理職手当
- (3) 地域手当
- (4) 住居手当
- (5) 通勤手当
- (6) 超過勤務手当
- (7) 休日給
- (8) 管理職特別勤務手当
- (9) 期末手当
- (10) 勤勉手当

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給与の支払)

第3条 この規程に基づく給与は、現金で直接総合職員に支払わなければならない。ただし、総合職員からの申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項の給与の支払の際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により給与から控除する金額があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

第2章 給料

(給料の意味及び給料表)

第4条 この規程において給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

2 給料は月額とし、別表第1に定める給料表による。

(給料の決定)

第5条 総合職員に適用される給料表の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、別表第2に定める基準により決定する。

2 新たに総合職員となった者の給料月額は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第3に定める初任給基準表に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎とし、その者の属する職務の級に昇格したものとした場合に別表第4のうち1及び2に定める基準により得られる号給とする。

3 総合職員が一の職務の級から上位の職務の級に昇格した場合及び下位の職務の級に降格した場合における給料月額は、別表第4に定める基準による。

4 初任給決定の際又は昇格の際、12月に満たない調整月額がある場合において、9月以上のときは9月、6月以上9月未満のときは6月、3月以上6月未満のときは3月をそれぞれ次期昇給期間で調整する。

5 総合職員就業規程第22条の2第1項の規定により継続雇用された再雇用総合職員（勤務時間が同規程第30条第1項で定める4週を平均した週の正規の勤務時間が38時間45分の者に限る。）の給料月額は、その者に適用される給料表の第2項に掲げる表の給料月額のうち、その者が公益財団法人せたがや文化財団職員の再雇用に関する規則（平成21年せ文財規則第1号）第10条に基づき該当することとなった職務の級に定める額とする。

6 この規程により難いと認められるときは、世田谷区の職員の例により理事長が決定する。

(昇給の基準)

第6条 総合職員の昇給は、理事長が定める日に、同日前で理事長が定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により総合職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した総合職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が決定する。

3 総合職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

4 総合職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(育児短時間勤務総合職員等の給料月額)

第6条の2 公益財団法人せたがや文化財団職員の育児休業等に関する規則（平成15年4月

1 日せ文財規則第1号)第21条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた総合職員(以下「育児短時間勤務総合職員」という。)及び公益財団法人せたがや文化財団職員の介護休業等に関する規則(平成26年1月1日せ文財規則第3号)第15条に規定する介護短時間勤務の承認を受けた総合職員(以下「介護短時間勤務総合職員」という。)の給料月額、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、総合職員就業規程第30条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給の時期)

第7条 第6条に規定する昇給の時期は、4月1日を基準とし理事長が定める。

(給料の支給方法)

第8条 給料は、月の1日から末日までの期間(以下「給与期間」という。)につき、給料月額の全額を月1回に支給する。

2 給料の支給日は、給与期間のうち理事長の定める日とする。

3 新たに総合職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 総合職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

5 総合職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

6 第3項及び第4項の規定により給与を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その支給額は、その給与期間の現日数から週休日(総合職員就業規程に規定する「週休日」をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(解雇時の給料支給の特例)

第9条 総合職員が組織の改廃その他やむを得ない業務上の事由により解雇された場合には、その月の給料全額を支給する。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある総合職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその総合職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身の著しい障害により、将来にわたって労務に携わることができない者

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円
- (2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出）

第11条 新たに総合職員となった者に扶養親族がある場合又は総合職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その総合職員は、直ちにその旨を証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに総合職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が総合職員となった日、扶養親族がない総合職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている総合職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている総合職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

- (1) 扶養手当を受けている総合職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている総合職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(管理職手当)

第12条 管理又は監督の地位にある総合職員のうち特に指定するものについては、その特殊性に基づいて、管理職手当を支給する。

2 前項の規定により管理職手当を受ける者に対しては、超過勤務手当及び休日給を支給しない。

3 管理職手当を受ける総合職員が月の初日から末日までの全勤務日にわたって勤務しなかった場合は、当月分の管理職手当を支給しない。

4 月の初日以外において、管理職手当の支給を開始若しくは停止すべき理由が生じたとき、又はその額に変更を生じたときの当該手当の支給については、第8条第6項の規定を準用する。この場合において、同条中「給料」とあるのは、「管理職手当」と読み替えるものとする。

5 管理職手当の額は、その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{100}{25}$ を超えない範囲内の額とする。

6 管理職手当の支給を受ける者の範囲、支給額、支給方法その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(地域手当)

第13条 総合職員には、当分の間地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額 $\frac{100}{25}$ の合計額に支給割合を乗じて得た額とする。

3 支給割合は、 $\frac{100}{20}$ を超えない範囲とする。

4 地域手当の支給については、給料の例による。

(住居手当)

第14条 世帯主（これに準ずる者を含む。）である総合職員のうち、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額27,000円以上の家賃を（使用料を含む。）を支払っているものには、住居手当を支給する。

2 住居手当の月額は、8,300円（満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 $\frac{100}{25}$ にあつては18,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 $\frac{100}{25}$ にあつては9,300円をその額に加算した額）

とする。

3 住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第15条 次の各号に掲げる総合職員に対しては、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のための交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする総合職員
(交通機関を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が認める総合職員以外の総合職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の交通の用具等(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする総合職員(自転車等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める総合職員以外の総合職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のための交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする総合職員(交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める総合職員以外の総合職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる総合職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる総合職員

その者の支給対象期間(6箇月を超えない範囲内で理事長が別に定める期間。以下同じ。)の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数(以下「支給月数」という。)で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる総合職員

別表第5に掲げる総合職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて、同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる総合職員

交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当を支給される総合職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場

合には、当該総合職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

- 4 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第16条 削除 (超過勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた総合職員に対しては、その超過勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 2 総合職員就業規程第36条に規定する休日労働（休日の勤務に替えて他の日の勤務を免除された場合を除く。）において超過勤務することを命ぜられた総合職員に対しては、その勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 3 第1項の規定に定めるもののほか、総合職員就業規程第30条の規定によりあらかじめ定められた4週間を平均して1週間の正規の勤務時間とする時間を超えて同規程第36条第1項の規定により休日労働を命じられた総合職員に対しては、当該正規の勤務時間に相当する時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という。）について、1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給することができる。

- 4 育児短時間勤務総合職員及び介護短時間勤務総合職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間の合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、第1項の規定にかかわらず、その超過勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額を支給する。

- 5 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が、1箇月について60時間を超えた総合職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間

100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、

100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間

100分の50

6 前5項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び別に定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間に総合職員就業規程第35条第1項第2号(土曜日に当たる日を除く。)及び第3号(日曜日に当たる日及び土曜日に当たる日を除く。)に規定する日の合計した数を乗じたものを減じたもので除して得た額(育児短時間勤務総合職員及び介護短時間勤務総合職員にあっては、その額に総合職員就業規程第30条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

7 超過勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上、これにより難しい場合は、当該支給日以外の日に支給することができる。

(休日給)

第18条 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することが命じられた総合職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき前条第6項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。ただし、理事長が代休日を指定し当該総合職員がその代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

2 休日給は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上、これにより難しい場合は、当該支給日以外の日に支給することができる。

(管理職特別勤務手当)

第19条 第12条第1項に掲げる総合職員が臨時又は緊急の必要その他の財団の運営の必要により財団の定める休日に勤務した場合、当該総合職員には、管理職特別勤務手当を支給する。ただし、理事長が代休日を指定し当該総合職員がその代休日に勤務しなかった場合には、管理職特別勤務手当は支給しない。

2 管理職特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が定める勤務にあってはその額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 管理職特別勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上、これにより難しい場合は、当該支給日以外の日に支給することができる。

(期末手当)

第20条 総合職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい、理事長がその都度定める基準により期末手当を支給するものとする。

2 期末手当の支給日は、その都度理事長が定める日とする。

(勤勉手当)

第21条 総合職員に対しては、勤務成績を考慮し、予算の範囲内で、理事長がその都度定める基準により勤勉手当を支給することができる。

2 勤勉手当の支給日は、前条第2項を準用する。

(再雇用総合職員についての適用除外)

第22条 第10条及び第11条並びに第14条の規定は、再雇用総合職員には適用しない。

第4章 雑則

(給与の減額)

第23条 総合職員が勤務しないときは、休日、総合職員就業規程第38条から第40条までに規定する年次有給休暇、第41条に規定する病気休暇（1回について、引き続く90日を限度とする。）、第42条に規定する特別休暇（生理休暇については、1回について、引き続く3日を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することに理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第17条第6項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の承認の基準は、理事長が別に定めるところによる。

3 第1項の給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間のものを直近の給与支給の際行うものとする。

(時間の計算)

第24条 第17条、第18及び前条における時間の合計に1時間未満の端数がある場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(欠勤者等の給与)

第25条 欠勤者又は休職者の給与については、第23条に定める場合を除くほか、別表第6に定めるところによる。

(端数計算)

第26条 第17条における給与の計算において、円位未満の端数が生ずるときは、その端数が50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げ、第13条、第20条及び第21条における給与の計算において、円位未満の端数が生ずるときは、その端数は切り捨てる。

(その他)

第27条 この規程及び別に定めるもののほか、この規程の施行に伴い必要な事項は、世田谷区の職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日（以下「基準日」という。）において47歳以上の財団法人世田谷区美術振興財団（以下「美術振興財団」という。）又は財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団（以下「コミュニティ振興交流財団」という。）の職員で同年4月1日から平成15年3月31日まで在職し、同年4月1日以降財団に在職するものについて、第6条第4項の規定の適用については、同項中「55歳」とあるのは、基準日において55歳以上の職員にあつては「58歳」と、51歳以上55歳未満の職員にあつては「57歳」と、47歳以上51歳未満の職員にあつては「56歳」とする。
- 3 平成15年3月31日現在、美術振興財団又はコミュニティ振興交流財団に在職し、かつ、平成15年4月1日現在、財団に在職している職員の給料及び諸手当の支給を決定するに必要な勤務期間及び勤務期間から除算すべき期間については、美術振興財団及びコミュニティ振興交流財団から引継ぐものとする。

別表1(第4条関係)

給料表

平成29年4月1日適用

1 再雇用総合職員以外の総合職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,500	169,600	196,700	218,900	—	256,100	284,400	338,000
2	143,600	171,400	198,000	220,800	—	258,200	286,500	340,600
3	144,700	173,200	199,500	222,800	—	260,100	288,700	343,100
4	145,800	174,900	200,900	224,800	—	262,400	290,800	345,900
5	147,100	176,700	202,500	226,800	228,700	264,400	293,200	348,400
6	148,200	178,400	203,900	228,900	230,600	266,500	295,600	351,000
7	149,300	180,100	205,600	230,900	232,700	268,600	298,100	353,800
8	150,300	181,900	207,000	233,000	234,600	271,000	300,500	356,500
9	151,500	183,800	208,600	234,900	236,600	273,100	302,900	359,000
10	152,500	184,800	210,400	237,100	238,600	275,600	305,500	361,800
11	153,600	185,900	212,300	239,000	240,700	277,700	307,800	364,400
12	154,600	187,000	214,200	240,900	242,800	279,900	310,200	367,100
13	155,900	188,100	216,200	243,000	244,800	282,000	312,900	369,800
14	157,100	189,400	218,400	245,100	246,800	284,500	315,400	372,500
15	158,400	190,700	220,500	247,400	249,100	286,900	317,900	375,400
16	159,600	192,100	222,500	249,400	251,000	289,300	320,300	378,100
17	160,900	193,300	224,300	251,400	253,100	291,600	322,900	381,000
18	163,000	194,700	226,300	253,700	255,200	294,100	325,300	383,700
19	165,200	196,200	228,400	255,900	257,300	296,400	327,700	386,700
20	167,200	197,600	230,200	258,000	259,500	298,800	330,300	389,400
21	169,300	199,000	232,000	260,100	261,700	301,200	332,900	392,300
22	171,100	200,600	233,900	262,400	263,800	303,700	335,400	395,200
23	172,900	202,200	236,100	264,500	265,800	306,200	338,000	398,000
24	174,600	204,000	238,200	266,700	268,200	308,600	340,600	400,900
25	176,400	205,800	240,100	269,100	270,400	311,000	343,000	403,800
26	178,200	207,500	242,100	271,700	272,600	313,800	345,600	406,800
27	180,100	209,300	244,100	273,700	274,800	316,200	348,200	409,700
28	181,900	211,200	246,100	275,800	277,000	318,800	350,700	412,700
29	183,700	213,000	248,000	278,100	279,300	321,300	353,200	415,700
30	184,600	214,900	250,200	280,400	281,500	324,100	355,700	418,800
31	185,700	216,900	252,000	282,600	283,800	326,600	358,300	421,800
32	186,800	218,800	254,200	284,900	286,200	329,300	360,900	424,900

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
33	187,800	220,800	256,000	287,100	288,300	331,600	363,600	427,800
34	188,900	222,600	258,000	289,300	290,800	334,300	366,400	430,900
35	189,900	224,700	259,700	291,400	293,100	336,800	369,000	433,600
36	191,100	226,700	261,700	293,600	295,400	339,400	371,900	436,500
37	192,500	228,600	263,400	295,800	297,700	341,900	374,400	439,400
38	193,700	230,400	265,600	297,900	300,400	344,500	377,100	442,300
39	194,900	232,500	267,700	300,200	302,700	347,000	379,700	444,900
40	196,100	234,300	269,800	302,300	305,000	349,500	382,400	447,700
41	197,400	236,200	271,900	304,300	307,100	352,200	385,300	450,100
42	198,700	238,100	273,600	306,500	309,500	354,900	388,100	452,400
43	199,900	239,900	275,500	308,800	311,700	357,400	391,000	454,500
44	201,500	241,800	277,500	311,100	313,900	359,700	393,700	456,700
45	203,000	243,600	279,100	313,500	316,000	362,400	396,500	458,900
46	204,700	245,400	281,000	315,600	318,500	365,000	399,600	460,900
47	206,200	247,100	283,100	317,800	320,900	367,600	402,400	462,900
48	207,900	249,000	284,900	319,900	323,300	370,300	405,000	464,700
49	209,500	250,700	286,700	322,000	325,900	372,700	407,700	466,600
50	211,000	252,600	288,500	324,300	327,900	375,100	410,200	468,200
51	212,600	254,400	290,300	326,600	330,200	377,500	413,100	469,800
52	214,400	256,200	292,100	328,600	332,400	379,900	415,600	471,400
53	216,300	258,100	294,000	330,800	334,400	382,100	418,200	473,000
54	218,100	260,000	295,800	332,800	336,600	384,500	420,400	474,300
55	219,900	261,800	297,500	334,700	339,000	386,800	422,000	475,700
56	221,800	263,500	299,400	336,800	341,100	389,000	423,900	477,100
57	223,500	265,300	301,100	338,700	343,200	391,100	425,800	478,300
58	225,300	267,000	303,000	340,700	345,400	393,300	427,400	479,500
59	226,900	268,900	304,700	342,600	347,500	395,400	429,100	480,700
60	228,700	270,700	306,500	344,600	349,900	397,700	431,000	481,800
61	230,500	272,200	308,300	346,400	351,900	399,800	432,600	482,900
62	232,200	273,900	310,200	348,200	353,900	401,700	434,100	483,900
63	233,900	275,600	311,700	350,000	355,900	403,500	435,400	484,800
64	235,700	277,300	313,600	351,800	358,200	405,300	436,700	485,800
65	237,400	279,100	315,100	353,600	360,300	407,200	438,000	486,900
66	239,000	280,900	316,600	355,400	362,400	408,600	439,200	487,900
67	240,400	282,600	318,000	356,800	364,300	410,000	440,400	488,900
68	241,900	284,300	319,700	358,300	366,200	411,400	441,500	489,900

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
69	243,400	286,000	321,200	360,100	368,200	413,000	442,400	490,800
70	244,800	287,700	322,500	361,600	370,200	414,200	443,300	491,700
71	246,300	289,400	324,000	363,000	372,100	415,600	443,900	492,500
72	247,900	291,300	325,600	364,400	374,000	416,600	444,800	493,300
73	249,400	292,800	327,100	365,800	375,900	417,800	445,300	494,100
74	250,900	294,400	328,500	366,900	377,500	418,500	446,000	494,800
75	252,400	296,100	330,000	368,000	378,900	419,500	446,600	495,500
76	253,900	297,600	331,700	369,100	380,300	420,400	447,100	496,300
77	255,600	299,200	333,100	370,100	381,700	421,100	447,400	496,900
78	257,100	300,300	334,400	371,000	383,100	421,800	448,000	497,600
79	258,800	301,500	335,700	371,900	384,400	422,700	448,400	498,300
80	260,300	302,800	336,900	372,800	385,600	423,400	448,800	499,000
81	261,700	304,200	338,100	373,700	387,000	424,300	449,200	499,600
82	263,200	305,500	339,100	374,600	388,200	424,700	449,500	500,200
83	264,800	306,700	340,000	375,600	389,500	425,400	449,900	500,700
84	266,200	307,900	341,000	376,400	390,800	425,900	450,500	501,300
85	267,500	309,300	342,000	377,200	392,100	426,400	451,000	501,800
86	269,100	310,400	343,000	377,900	393,200	426,900	451,500	502,400
87	270,600	311,400	344,000	378,600	394,200	427,200	452,000	503,000
88	272,000	312,400	345,000	379,400	395,200	427,500	452,600	503,600
89	273,300	313,500	345,900	380,200	396,100	428,100	453,100	504,100
90	274,700	314,400	346,700	380,800	397,100	428,500	453,600	504,600
91	276,000	315,200	347,600	381,500	398,000	429,100	454,200	505,200
92	277,200	316,100	348,300	382,200	398,800	429,600	454,800	505,800
93	278,400	317,000	348,900	382,900	399,500	430,300	455,400	506,300
94	279,500	317,800	349,400	383,500	400,200	430,800	455,800	506,700
95	280,800	318,700	350,100	384,200	400,900	431,300	456,300	507,200
96	282,000	319,500	350,600	384,900	401,600	431,800	456,900	507,600
97	283,200	320,300	351,100	385,600	402,400	432,400	457,400	508,100
98	284,300	320,900	351,700	386,300	403,100	433,000		508,600
99	285,300	321,400	352,300	386,900	403,800	433,600		509,100
100	286,300	321,700	352,800	387,500	404,400	434,100		509,600
101	287,400	322,100	353,100	388,100	404,900	434,600		510,000
102	288,300	322,600	353,500	388,700	405,500	435,000		510,400
103	289,200	323,200	354,000	389,300	406,100	435,600		510,900
104	290,100	323,700	354,500	389,900	406,800	436,200		511,300

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
105	290,900	324,200	354,900	390,400	407,300	436,600		511,800
106	291,700	324,700	355,400	390,900	407,900	437,100		512,200
107	292,300	325,100	355,800	391,500	408,500	437,500		512,700
108	293,000	325,600	356,200	392,000	409,000	438,000		513,200
109	293,700	326,100	356,600	392,600	409,500	438,500		513,600
110	294,300	326,600	357,100	393,100	410,100	439,000		514,100
111	294,900	327,000	357,500	393,700	410,700	439,400		514,500
112	295,600	327,400	357,900	394,200	411,200	439,900		515,000
113	296,400	327,700	358,200	394,700	411,800	440,200		515,500
114	297,000	328,100	358,700	395,200	412,300	440,600		
115	297,500	328,400	359,200	395,700	412,900	441,100		
116	298,100	328,800	359,500	396,300	413,500	441,500		
117	298,700	329,200	359,800	396,800	414,100	441,900		
118	299,100	329,600	360,200	397,400	414,700	442,400		
119	299,400	330,000	360,500	397,900	415,100	442,900		
120	299,900	330,400	360,800	398,500	415,700	443,400		
121	300,400	330,800	361,100	399,000	416,200	443,800		
122		331,100	361,500	399,500	416,800			
123		331,500	361,800	400,000	417,400			
124		331,900	362,200	400,600	418,000			
125		332,200	362,600	401,000	418,500			
126		332,600	363,000	401,600	418,900			
127		333,000	363,400	402,200	419,500			
128		333,300	363,700	402,800	420,000			
129		333,700	364,100	403,200	420,500			
130				403,600	420,900			
131				404,000	421,400			
132				404,400	421,800			
133				404,700	422,200			
134				405,000	422,700			
135				405,400	423,200			
136				405,700	423,700			
137				406,000	424,100			
138				406,200	424,600			
139				406,600	425,100			
140				407,000	425,500			

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
141				407,300	425,900			
142					426,400			
143					426,800			
144					427,100			
145					427,400			
146					427,900			
147					428,400			
148					428,800			
149					429,200			

2 再雇用総合職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円
	174,500	202,100	233,200	271,200	289,000	308,700	341,800	380,400

別表第2(第5条関係)

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
8 級	1 事務局長又は副館長若しくはこれに相当する職の職務 2 重要な業務を所掌する統括部長又はこれに相当する職の職務
7 級	1 統括部長又はこれに相当する職の職務 2 極めて困難な業務を分掌する部長又はこれに相当する職の職務
6 級	部長又はこれに相当する職の職務
5 級	1 総括課長又はこれに相当する職の職務 2 困難な業務を処理する課長、担当課長又は主査若しくはこれに相当する職の職務
4 級	1 課長、担当課長又は主査若しくはこれに相当する職の職務 2 特に高度の知識又は高度の経験を必要とする業務を行う主任又はこれに相当する職の職務
3 級	1 主任又はこれに相当する職の職務 2 高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務、相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第3(第5条関係)

1 初任給基準表

選考基準	号級(調整号数)
I 類	1級29号(+1号)
II 類	1級17号(+3号)
III 類	1級 5号(+5号)

備考

- (1) 調整号数は、採用後最初の昇給日以降に加算する号数を示す。
- (2) 採用された者が、その職務について有用な経験を有する場合には、その者の号給を次表に定める経験年数換算表により換算された経験年数の月数を3月で除した数(1未満の端数切捨て)を加えて得た数を号給とすることができる。

2 採用時経験年数換算表

経験の種類	職員の職務との関係	換算率	備 考
国家公務員、地方公務員 又は公共企業体、政府関係 機関若しくは外国政府の職員 としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割	
	その他のもの	8割	
民間における企業体、団体等 の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割	
	その他のもの	8割	
学校又は学校に準ずる教育機関 における在学期間		5割	1 在学年数は、正規の修学年数の範囲内とする。 2 従事する職務と密接な関係のある在学期間については、理事長の承認を得て8割に換算することができる。
その他の期間		5割	経験年数は10年(換算後5年)を限度とする。

別表第4(第5条関係)

昇格、降格に関する基準

1 職員を上位の級に昇格させる場合には、次に掲げる表の基準による。

職務の級	基準
8級	1 事務局長又は副館長の職若しくはこれに相当する職に任命された者 2 重要な業務を所掌する統括部長の職に任命された者
7級	1 統括部長の職に任命された者 2 極めて困難な業務を分掌する部長の職に任命された者
6級	部長の職に任命された者
5級	1 総括課長の職に任命された者 2 困難な業務を処理する課長又は主査の職に任命された者
4級	1 課長又は主査の職に任命された者 2 特に高度の知識又は高度の経験を必要とする業務を行う主任主事の職に任命された者
3級	1 主任の職に任命された者 2 高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う職に任命された者
2級	I類の者にあつては、1級の職務に1年以上従事した者 II類の者にあつては、1級の職務に2年以上従事した者 III類の者にあつては、1級の職務に2年以上従事した者

2 職員を昇格させた場合の給料号給は、次の表のとおりとする。

【昇格時対応号給表】

昇格前の号給		昇格後の号給																		
基幹号給	号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級												
1	1	1	1	1	5	1	1	1												
	2				6															
	3				7															
	4				8															
2	5				1				1	1	9	1	1	1						
	6										10									
	7										11									
	8										12									
3	9										1				1	1	13	1	1	1
	10																14			
	11																15			
	12																16			
4	13	1	1	1		17	1	1									1			
	14					18														
	15					19														
	16					20														
5	17				1	1			1	21		1	1	1						
	18									22										
	19									23										
	20									24										
6	21									1	1				1	25		1	1	1
	22															26				
	23															27				
	24															28				
7	25	1	1	1			29	1								1	1			
	26						30													
	27						31													
	28						32													
8	29				1	1	1		33			1	1	1						
	30								34											
	31								35											
	32								36											
9	33								1	1	1				37			1	1	1
	34														38					
	35														39					
	36														40					
10	37	1	1	1				41							1	1	1			
	38							42												
	39							43												
	40							44												
11	41				1	1	1	45				1	1	1						
	42							46												
	43							47												
	44							48												
12	45							1	1	1	49							1	1	1
	46										50									
	47										51									
	48										52									

昇格前の号給		昇格後の号給						
基幹号給	号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
13	49	29	37	41	53	37	41	33
	50	30	38	42	54	38	42	34
	51	31	39	43	55	39	43	35
	52	32	40	44	56	40	44	36
14	53	33	41	45	57	41	45	37
	54	34	42	46	58	42	46	38
	55	35	43	47	59	43	47	39
	56	36	44	48	60	44	48	40
15	57	37	45	49	61	45	49	41
	58	38	46	50	62	46	50	42
	59	39	47	51	63	47	51	43
	60	40	48	52	64	48	52	44
16	61	41	49	53	65	49	53	45
	62	42	50	54	66	50	54	46
	63	43	51	55	67	51	55	47
	64	44	52	56	68	52	56	48
17	65	45	53	57	69	53	57	49
	66	46	54	58	70	54	58	50
	67	47	55	59	71	55	59	51
	68	48	56	60	72	56	60	52
18	69	49	57	61	73	57	61	53
	70	50	58	62	74	58	62	54
	71	51	59	63	75	59	63	55
	72	52	60	64	76	60	64	56
19	73	53	61	65	77	61	65	57
	74	54	62	66	78	62	66	58
	75	55	63	67	79	63	67	59
	76	56	64	68	80	64	68	60
20	77	57	65	69	81	65	69	61
	78	58	66	70	82	66	70	62
	79	59	67	71	83	67	71	63
	80	60	68	72	84	68	72	64
21	81	61	69	73	85	69	73	65
	82	62	70	74	86	70	74	66
	83	63	71	75	87	71	75	67
	84	64	72	76	88	72	76	68
22	85	65	73	77	89	73	77	69
	86	66	74	78	90	74	78	70
	87	67	75	79	91	75	79	71
	88	68	76	80	92	76	80	72
23	89	69	77	81	93	77	81	73
	90	70	78	82	94	78	82	74
	91	71	79	83	95	79	83	75
	92	72	80	84	96	80	84	76
24	93	73	81	85	97	81	85	77
	94	74	82	86	98	82	86	78
	95	75	83	87	99	83	87	79
	96	76	84	88	100	84	88	80

昇格前の号給		昇格後の号給									
基幹号給	号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級			
25	97	75	81	78	93	79	75	61			
	98										
	99	76	82	79	94	80	76				
	100										
26	101	77	83	80	95	81	77				
	102										
	103	78	84	80	96	82	78				
	104										
27	105	79	85	81	97	82	78				
	106										
	107	80	86	82	98	83	79				
	108										
28	109	81	86	83	99	84	80				
	110										
	111	82	87	84	100	84	80				
	112										
29	113	83	88	85	101	85	81				
	114										
	115	84	88	85	102	86	82				
	116										
30	117	85	89	86	103	87	83				
	118				104						
	119	86	90	87	105	88	84				
	120										
31	121	87	90	87	106	89	85				
	122										
	123							91	88	107	90
	124									108	
32	125	92	88	88	109	91					
	126				110		92				
	127				111			93			
	128				112						
33	129	93	89	89	113	94					
	130				114		95				
	131				115			96			
	132				116						
34	133	94	90	90	117	97					
	134				118		98				
	135				119			99			
	136				120				100		
35	137	95	91	91	120	101					
	138										
	139										
	140										

昇格前の号給		昇格後の号給							
基幹号給	号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
36	141				121	102			
	142								
	143								103
	144								
37	145					105			
	146								106
	147								107
	148								108
38	149					109			
						110			

- 3 職員を降格させた場合における号給は、上表「昇格時対応号給表」を昇格時とは逆に適用して決定する。この場合において、降格した前日に受けていた号給に対応する降格後の号給が複数ある場合は、最も上位の号給とする。

別表第5 (第15条関係)

片道 使用距離区分	職員の区分	
	1 2以外の職員	2 身体に障害を有する職員で 理事長が定めるところにより 通勤が困難であると認め られるもの
5キロメートル未満	2,600円	3,900円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	3,000円	5,300円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	5,000円	8,100円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	7,000円	10,900円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	9,000円	13,700円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	11,000円	16,500円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	11,000円	19,300円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	13,000円	22,100円
40キロメートル以上	13,000円	24,900円

別表第6 (第25条関係)

欠勤者又は休職者等の給与支給基準

	原因	給与支給基準
1 欠勤	(1)業務上の事由又は通勤途上の負傷、疾病による欠勤	給与の支給に替えて、総合職員就業規程の第10章『災害補償』に定める休業補償を行う。
2 休職等	(1)総合就業規程第17条第1項第1号	休職期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80の額
	(2)総合就業規程第17条第1項第2号	給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60の額以内で理事長が定める額
	(3)総合就業規程第17条第1項第3号～6号	理事長の定める額

附 則(平成15年12月15日規程第16号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第15条第2項から第4項までの改正規定は、同年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月数の切替え等)

- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成16年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成16年3月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の財団法人せたがや文化財団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第20条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(第1号に掲げる額又は同号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日(同月2日から平成16年3月1日までの間に新たに職員となった者(平成15年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。))にあつては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び通勤手当の月額の合計額に100分の0.79

を乗じて得た額に、同年4月から施行日に属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料が支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた額）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.79を乗じて得た額

(3) 平成15年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.79を乗じて得た額

5 平成15年4月1日から平成16年3月1日までの間において、世田谷区の職員であった者その他理事長が別に定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「世田谷区の職員であった者その他理事長が別に定める者との均衡を考慮して理事長が定める額」と、「第1号に掲げる額又は同号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「理事長が定める額」とする。

(委任)

6 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年12月28日規程第1号）

(施行期日)

1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる

期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成18年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成18年3月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の財団法人せたがや文化財団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第20条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（第1号に掲げる額又は同号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から平成18年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成17年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.97を乗じて得た額に、同年4月から施行日に属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.97を乗じて得た額

(3) 平成17年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.97を乗じて得た額

5 平成17年4月1日から平成18年3月1日までの間において、世田谷区の職員であった者その他理事長が別に定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「世田谷区の職員であった

者その他理事長が別に定める者との均衡を考慮して理事長が別に定める額」と、「第1号に掲げる額又は同号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「理事長が別に定める額」とする。

(委任)

- 6 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成18年3月20日規程第2号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第10条第3項(4)、第12条第1項および第4項、第16条第1項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(平成19年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成19年3月に支給する期末手当の額は、給与規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において、「調整すべき額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成18年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当の月額合計額に100分の0.41を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成18年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.41を乗じて得た額

(3) 平成18年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分

の 0. 4 1 を乗じて得た額

附 則（平成 1 9 年 1 2 月 2 8 日規程第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 2 0 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定並びに附則第 5 号及び第 6 号の規定は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

（施行日における特定の職務の級の切替え）

- 2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（附則第 5 項及び第 6 項を除き、以下「旧級」という。）が 9 級であった職員（以下「特定職員」という。）の施行日における職務の級（附則第 5 項及び第 6 項を除き、以下「新級」という。）は、8 級とする。

（施行日における号給の切替え）

- 3 特定職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（施行日における給料の切替えに伴う経過措置）

- 4 特定職員のうち、旧号給が 3 1 号給以上の号給であったものの給料月額は、理事長が定める。

（切替日における特定の職務の級の切替え）

- 5 平成 2 0 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項及び次項において「旧級」という。）が 8 級であった職員の切替日における職務の級（以下この項及び次項において「新級」という。）は、8 級とする。

- 7 前項の規定により新級を定められる職員の切替日における号給は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給に応じて理事長が定める。

附 則（平成 2 0 年 3 月 3 1 日規程第 5 号）

この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 1 2 月 2 8 日規程第 1 号）

この規程は、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 7 条第 4 項及

び第5項並びに別表第6の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日規程第1号）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第17条第1項及び第2項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第14条第1項、2項は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年3月31日において、この規程による改正前の職員の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）第14条第1項に該当し、住居手当の支給を受けていた職員であって、平成26年4月1日以後も引き続き同項に掲げる職員（この規程による改正後の職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第14条第1項に掲げる職員を除く。）に該当するもの、その他これに準ずる職員については、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間は、改正後の規程第14条第1項の規定にかかわらず、住居手当を支給する。
- 3 前項の規定により支給する住居手当の月額は、改正後の規程第14条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	6,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	4,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	2,000円

附 則（平成26年11月28日規程第14号）

この規程は、平成26年11月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、この規程による改正後の総合職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第 10 条第 3 項並びに第 11 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、次の通りとする。

〔第 10 条第 3 項〕

- 3 扶養手当の月額を、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1 人につき当該各号に掲げる額とする。

（1）前項第 1 号に該当する扶養親族 10,000 円

（2）前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもののうち一人（総合職員に配偶者のない場合に限る。） 10,000 円

（3）扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500 円

（4）前項第 3 号から第 6 号までに該当する扶養親族 6,000 円

〔第 11 条第 1 項〕

第 11 条 新たに総合職員となった者に扶養親族がある場合又は総合職員に次の各号の 1 に該当する事実が生じた場合においては、その総合職員は、直ちにその旨を証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 項に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子がある総合職員が配偶者のない総合職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある総合職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

〔第 11 条第 3 項〕

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合又は扶養手当を受けている総合職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている総合職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている総合職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

〔第 11 条第 4 項〕

4 第 2 項ただし書の規定は、前項第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある総合職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている総合職員のうち扶養親族たる子で同項の規

定による届出に係るものがある総合職員が配偶者のない総合職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 3 平成30年3月31日において、この規程による改正前の総合職員給与規程第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（総合職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている総合職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、施行日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該総合職員が改正後の規程第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）、その他これに準ずる場合には、改正後の規程第10条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

（1）平成30年度 11,500円

（2）平成31年度から平成35年度までの間 13,000円

- 4 前項の規定により扶養手当を受けている総合職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その総合職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 5 前項の規定による届出は、改正後の規程第11条の規定による届出とみなす。

- 6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている総合職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

- 7 平成27年度から平成29年度までに採用された総合職員の職務の級は、この規程の施行をもって2級とするものとする。